

宇治田原町路線バス運転士確保補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 日常的な移動手段である路線バスの運行の確保及び就業継続支援のため、交通事業者新たに運転士として雇用され、旅客の運送に従事する者に対し、就業継続支援のため、宇治田原町路線バス運転士確保補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することにより、就業初期の離職防止と長期的な定着を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業(以下「バス事業」という。)を営む者をいう。
- (2) 路線バス バス事業を営む者が、その事業の用に供するために路線定期運行している自動車のうち、宇治田原町域内を運行し、かつ、宇治田原町域内で乗車又は降車可能なものをいう。
- (3) 運転士 路線バスを運転する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、交通事業者運転士として新たに雇用された者で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 第5条の規定による申請の日において、町内に住所を有する者
- (2) 令和8年4月1日以降に雇用され、旅客の運送を開始した日(以下「旅客運送開始日」という。)から運転士として運転士として6月以上継続して従事した者
- (3) 期間の定めがない労働契約又は1年以上の期間の定めがある労働契約に基づき雇用された者
- (4) 運転士の雇用形態は、1日6時間以上かつ月15日以上勤務する者
- (5) 第5条の規定による申請書の提出の日において、継続して雇用されている者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- (2) 第5条の規定による申請の日において、町税を滞納している者

3 第1項の規定により、補助金の交付を受けた者で、旅客運送開始日から運転士として18月継続して従事し、引き続き運転士として旅客の運送に従事している者は交付対象者とする。

4 前項の規定により、補助金の交付を受けた者で、旅客運送開始日から運転士として30月継続して従事し、引き続き運転士として旅客の運送に従事している者は交付対象者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前条第1項に規定する交付対象者 30万円
- (2) 前条第3項に規定する交付対象者 20万円
- (3) 前条第4項に規定する交付対象者 30万円

2 補助金の交付は、交付対象者1人につき、前項各号1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、宇治田原町路線バス運転士確保補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 第3条第1項に規定する交付対象者に係る申請については、次に掲げる書類

- ア 誓約書(別記第2号様式)
- イ 雇用証明書(別記第3号様式)
- ウ 町税の完納証明書
- エ 住民票の写し
- オ 運転免許証の写し
- カ 履歴書又は経歴書
- キ その他町長が必要と認める書類

(2) 第3条第3項及び第4項に規定する交付対象者に係る申請については、次に掲げる書類

- ア 誓約書(別記第2号様式)
- イ 雇用証明書(別記第3号様式)
- ウ 町税の完納証明書
- エ 住民票の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日の翌日から起算して6月以内にしなければならない。

(1) 第3条第1項に規定する交付対象者

旅客運送開始日から6月を経過する日

(2) 第3条第3項に規定する交付対象者

旅客運送開始日から18月を経過する日

(3) 第3条第4項に規定する交付対象者

旅客運送開始日から30月を経過する日

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受けたときは、その内容を審査の上、補助金を交付の適否を決定し、宇治田原町路線バス運転士確保補助金交付(不交付)決定通知書(別記第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が虚偽又は不正の手段により、補助金の交付の決定、又は補助金の交付を受けたときは、第6条の規定による補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、宇治田原町路線バス運転士確保補助金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の交付の決定を受けている者に係る補助金の申請、交付その他の手続等については、同日後も、なお従前の例による。